

会計年度任用職員報酬単価の改定について

最低賃金法に基づき東京労働局が定める東京都最低賃金が、1,013円から1,041円に引き上げられたこと等に伴い、下記職種における会計年度任用職員報酬単価を改定しました。

記

(1) 改定対象の職種及び改定額（時間額）

職種	改定前	改定後
一般事務補助	1,030	1,060
保育補助（有資格者）※1	1,170	1,200
保育補助（無資格者）※1	1,090	1,120
学童保育所支援員補助（有資格者）※2	1,170	1,200
学童保育所支援員補助（無資格者）※2	1,090	1,120
放課後クラブ支援員補助（有資格者）※1	1,170	1,200
放課後クラブ支援員補助（無資格者）※1	1,090	1,120
給食調理補助	1,110	1,140
学校給食・保健事務補助	1,030	1,060
特別支援学級介助員	1,070	1,100
特別支援教育支援員	1,070	1,100
図書館事務補助（有資格者）	1,140	1,170
図書館事務補助（無資格者）	1,060	1,090
公民館事務補助	1,060	1,090
公民館保育士（有資格者）	1,110	1,140
公民館保育士（無資格者）	1,030	1,060
用務補助	1,040	1,070
一般作業補助	1,040	1,070
介護福祉士補助	1,050	1,080

※1 午前8時30分以前は1,500円、午後5時以降は1,400円

※2 午前8時15分以前は1,500円、午後5時以降は1,400円

(2) 適用日

令和3年10月1日（11月19日支払い分から反映）